

(審査案件第72号)

答 申

第 1 審査会の結論

長野県教育委員会が、特定の公立学校教員の不処分を判断するための材料とした調査等の文書について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

第 2 異議申立ての経過

- 1 平成18年(2006年)12月22日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき、「特定の時期に特定の公立学校教員(以下「本件教員」という。)が行った不適切な言動について調査が行われたが、長野県教育委員会は当該教員の不処分を判断したようである。当該教員の不処分を判断するための材料とした調査等の文書すべて」(以下「本件請求対象文書」という。)について公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 平成19年1月4日、長野県教育委員会(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求対象文書の存否を答えること自体が本件条例第7条第2号の規定により非公開とすべき個人に関する情報を公開することになるとして、同条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する決定(以下「本件決定」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成19年2月28日、異議申立人は、本件実施機関に対し本件決定の取消しを求め、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が「異議申立書」、「意見書」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 公開請求を求めた情報は、本件教員の職務の遂行に係る情報であるので、本件条例第7条第2号ただし書ウに該当し、公開されるべき情報であり、同条例第10条の適用はない。
- 2 本件教員が行った言動に対する調査は、公務として主幹教育支援主事が行ったものであり、本件条例第7条第2号ただし書ウに規定する公務員等の職務の遂行に関する情報であるので、公開されるべき情報である。
- 3 本件請求対象文書の中に「個人に関する情報」が含まれている場合は、本件条例第8条の規定により部分公開すべきであり、本件実施機関が同条の適用を検討せず、本件決定を行ったことは、本件条例の解釈を誤っており違法である。
- 4 資料として提出した日報は本件請求対象文書に含まれるものと考えますが、当該資料には本件条例第7条第2号にいう「個人に関する情報」あるいは「個人の権利を害する情報」は含まれておらず、本件請求に対して公開されるべき文書である。
- 5 公立学校教員の処分に関わる問題の情報公開請求において、本件条例第10条の適用により公文書の存否を明らかにしないまま、すべてを非公開とすることは、内部に甘いという批判を県民から持たれるおそれがある。これは「県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資する」という本件条例の目的に反するものである。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は以下のとおりである。

- 1 異議申立人は本件請求で、本件教員の職名、氏名をあげ、本件教員が行ったとされる不適切な言動についての調査等に関する文書の公開を求めている。
仮に、本件請求対象文書が存在すれば、当該文書には、本件教員の氏名、学校名、関係者氏名、意見、調査の原因となったとされる言動、当該行為が懲戒処分等に該当するか否かを判断した内容が記載されていることになる。これらの情報は、個人の内心、身分、地位その他の個人に関する事項についての事実、判断、評価等の情報であり、本件条例第7条第2号に規定された「個人に関する

る情報」であり非公開となる情報である。

- 2 仮に、本件請求対象文書が存在するとして、その内容について公開・非公開を本件条例に基づき決定したとしても、当該文書の存在を認めることで、本件教員に対して、その言動が懲戒処分等に該当するかどうか調査が行われたということが明らかになる。しかし、本件教員に対して調査が行われたという情報は本件条例第7条第2号に該当し、非公開とすべき情報である。本件条例第10条では、公開請求に係る公文書の存否を答えることで、非公開とすべき情報を公開することとなる場合は、存否を明らかにしないで請求を拒否できる旨、規定している。本件決定はこの規定に基づき適切に行ったものである。
- 3 異議申立人は、本件請求対象文書に記載されている情報は、本件教員の職務の遂行に係る情報であり、本件条例第7条第2号ただし書ウに該当し公開されるべき情報である旨主張する。しかし、仮に本件請求対象文書が存在するとしても、上記2で述べたように、本件教員に対して、その言動が懲戒処分等に該当するかどうか調査が行われたということは、本件教員の人事管理上保有する個人に関する情報であり、具体的な職務の遂行と直接の関連を有していないことから、同条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、本件条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。

しかしながら、本件条例第3条では、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならないと定めており、同条例第7条第2号で個人に関する情報についての非公開規定が設けられている。

当審査会は、これらの理念を尊重し判断するものである。

2 本件条例第10条の適用について

本件請求は、特定の教員の氏名等をあげ、「当該教員の行った不適切な言動について、結果として不処分と判断した調査等に係る文書」の公開を求めるもの

である。

本件実施機関は、本件請求対象文書の存否を答えること自体が本件条例第7条第2号の規定により非公開とすべき個人に関する情報を公開することになるので、同条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した旨主張するので、以下検討する。

本件条例第7条第2号について

本件条例第7条第2号では「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は、非公開とする情報と規定されている一方、同号ただし書ウは、「公務員の職務の遂行に係る情報」のうち、当該公務員の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分は公開するものと規定している。本件条例では「公務員の職務の遂行に係る情報」を、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報とし、例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる、と解釈されているところである。

本件条例第10条について

本件条例では、実施機関は公文書公開請求に対して、当該請求に係る公文書が存在していれば公開又は非公開決定を行い、存在していなければ不存在決定を行うこととしている。したがって、公文書の不存在を理由とする非公開決定の場合以外の決定では、公文書の存在が前提となっている。

しかしながら、実施機関が公文書公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで本件条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合があり、この場合実施機関は、本件条例第10条の規定により公文書の存否を明らかにしないで当該公文書公開請求を拒否することができるかとされている。

本件決定の妥当性について

本件請求は、本件教員がその言動に問題があるとして調査された結果、不処分となったということが前提となっている。したがって、本件請求対象文書の存否を明らかにすることにより、当該教員が、その言動に問題があったとして調査を受けた事実の有無、また、当該調査の結果不処分となった事実の有無という情報を公開する結果を生じさせるものと認められる。これらの情報は本件教員の個人に関する情報であり、本件条例第7条第2号に該当するが、本件教員は公務員の身分を有する者であるので、当該情報の同号ただし書ウへの該当性について検討する。

一般に、公立学校教員を含む公務員が行った言動が職務遂行に係るものであったとすれば、当該言動について調査した結果は「公務員の職務の遂行に係る情報」を含むものである。しかし、当該言動が懲戒処分等に該当するかどうか

嫌疑をかけられ調査を受けたという事実の有無、また、当該調査の結果懲戒処分等を受けたという事実の有無は、通常他人に知られたくない情報であり、公務員としての身分取扱いに関する個人情報そのものであると認められ、公務員の職務遂行に係る情報にはあたらないと解される。

以上のことから、本件請求対象文書の存否を明らかにすることにより、本件条例第7条第2号で非公開とすべき本件教員の「個人に関する情報」を公開することとなるのであるから、本件請求は同条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで拒否すべきものであると判断できる。

3 本件条例第8条の適用について

異議申立人は、本件請求対象文書の中に「個人に関する情報」が含まれている場合は、本件条例第8条により部分公開とするよう主張する。しかしながら、上記2で検討したとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることで、非公開とすべき「個人に関する情報」が公開されることとなるのであるから、この主張は採用できない。

4 その他の異議申立人の主張について

異議申立人は意見書等において、本件請求に至る経過等について縷々主張するが、当審査会は、本件条例に基づき、公文書公開請求に対する決定の妥当性を判断するものであって、当該主張について審議すべき立場にない。

したがって、異議申立人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成19年（2007年）4月20日	諮問
平成20年（2008年）1月31日	審議
10月8日	「公文書存否応答拒否決定に係る理由説明書」受領
11月21日	「意見書」受領
12月25日	審議
平成21年（2009年）2月5日	実施機関及び異議申立人の意見聴取並びに審議
3月16日	審議
4月27日	審議
5月25日	審議終結